

第 3 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

平成29年6月26日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 3 回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

平成29年6月26日(月曜日)

午前10時0分開議

午前11時42分閉会

本日の会議に付した事件

第1号 平成29年度熊本県一般会計補正予算(第1号)

第17号 工事請負契約の変更について

第20号 専決処分の報告及び承認について

第21号 専決処分の報告及び承認について

第22号 専決処分の報告及び承認について

第23号 専決処分の報告及び承認について

第24号 専決処分の報告及び承認について

第25号 専決処分の報告及び承認について

第26号 専決処分の報告及び承認について

第27号 専決処分の報告及び承認について

第28号 専決処分の報告及び承認について

第29号 専決処分の報告及び承認について

第30号 専決処分の報告及び承認について

第31号 専決処分の報告及び承認について

報告第1号 平成28年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち

報告第2号 平成28年度熊本県港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第3号 平成28年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第4号 平成28年度熊本県流域下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第6号 平成28年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてのうち

報告第14号 専決処分の報告について

報告第15号 専決処分の報告について

報告第16号 専決処分の報告について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①創造的復興に向けた重点10項目進捗状況について

②熊本県国土強靱化地域計画(素案)の策定について

③熊本地震等の災害復旧事業等の進捗状況について

④球磨川治水対策協議会について

⑤水俣湾の環境調査結果及び水俣湾埋立地の点検・調査結果について

出席委員(7人)

委員長	淵 上 陽 一
副委員長	内 野 幸 喜
委員	荒 木 章 博
委員	坂 田 孝 志
委員	森 浩 二
委員	松 村 秀 逸
委員	大 平 雄 一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

土木部

部長	手 島 健 司
総括審議員兼	
河川港湾局長	鈴 木 俊 朗
政策審議監	成 富 守
道路都市局長	宮 部 静 夫
建築住宅局長	清 水 照 親
監理課長	藤 本 正 浩
用地対策課長	西 浦 一 義

土木技術管理課長 吉 良 忠 暢
首席審議員兼
道路整備課長 上 野 晋 也
道路保全課長 長 井 英 治
都市計画課長 坂 井 秀 一
下水環境課長 渡 辺 哲 也
河川課長 丸 尾 昭
港湾課長 亀 崎 直 隆
砂防課長 松 永 清 文
建築課長 上 妻 清 人
営繕課長 井 手 秀 逸
住宅課長 小路永 守
政策監 尾 上 佑 介

事務局職員出席者

議事課参事 小 池 二 郎
政務調査課主幹 佐 藤 誠

午前10時0分開議

○淵上陽一委員長 おはようございます。

それでは、ただいまから第3回建設常任委員会を開会します。

本日の委員会に2名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることにいたしました。

次に、議案等について執行部の説明を求めた後に、質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

まず、土木部長から総括説明を行い、続いて付託議案等について担当課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、手島土木部長。

○手島土木部長 委員の皆様におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、5月15日に、国道325号阿蘇大橋などの災害現場の管内視察を実施いただきましたことに感謝を申し上げます。

今定例県議会に提出しております議案の説

明に先立ち、最近における土木部行政の動向について御報告いたします。

まず、熊本地震からの復旧、復興の状況について御報告いたします。

道路の通行規制等につきまして、一部通行規制等が解除されておりますので、御報告いたします。

6月1日に、時間通行規制を続けておりました県道阿蘇公園菊池線の昼間の時間通行規制を解除し、片側交互通行としました。また、同日、迂回路で対応していた県道八代不知火線横江大橋（八代市鏡町）の仮橋による通行を開始いたしております。

なお、現在、全面通行どめが続いております阿蘇登山道路の県道阿蘇吉田線、県道阿蘇公園下野線につきましても、年度内の全面復旧のめどが立ったところでございます。

熊本地震後、最大で111カ所の全面通行どめも、現在11カ所に減少しており、直轄代行で進められている国道325号阿蘇大橋を除き、平成30年度内の全路線の開放を目指し、本格復旧に着手していく予定です。

県道熊本高森線の4車線化につきましては、昨年度末に都市計画決定及び事業認可を取得し、現在、測量、設計の実施と並行して、境界立ち会い等を地元の方の協力のもと実施しているところです。

引き続き、復興に向け、益城町と連携を図りながら取り組んでまいります。

災害公営住宅につきましては、現在12市町村で1,027戸の建設が予定されています。宇土市と甲佐町は県に整備を委託し、熊本市は独自で、宇城市、御船町、嘉島町はUR都市再生機構との協定により、それぞれ整備が進められることとなっています。

今後も、関係市町村と連携し、早期整備を目指してまいります。

八代港につきましては、創造的復興として、今後、連携船社であるロイヤル・カリビアン・クルーズ社とクルーズ拠点形成に向け

た協定の締結等を行うこととしています。

今後、魅力ある国際クルーズ拠点形成の実現に向け、国、船社と連携して取り組んでまいります。

熊本地震等に係る災害復旧事業等の発注状況につきましては、県及び市町村の土木と農林水産を合わせた災害復旧事業等の全体工事費は約1,707億円で、本年3月末の発注済み額は約535億円、発注率は31.3%となっております。

引き続き、建設業者が受注しやすい環境づくりに取り組み、早期の復旧、復興に取り組んでまいります。

なお、熊本地震関連以外では、平成24年の九州北部豪雨で被害が甚大であった白川の龍田陳内・下南部地区の河道つけかえ工事が梅雨前の6月6日に完了しております。

また、熊本市及びNEXCO西日本九州支社が建設を進めていた九州縦貫自動車道城南スマートインターチェンジにつきましては、7月9日午後3時の開通が公表されておりますので、御報告いたします。

それでは、今定例県議会に提案しております土木部関係の議案について御説明いたします。

今回提案しております議案は、平成29年度補正予算関係議案1件、条例等関係議案13件、報告関係8件でございます。

初めに、補正予算の概要について御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、国が実施する国道57号北側復旧ルート及び国道325号阿蘇大橋の復旧等に伴う直轄災害復旧事業負担金や国際クルーズ拠点の形成に取り組む経費として、31億800万円余の増額補正をお願いしております。

次に、条例等議案につきましては、工事請負契約の変更1件、道路管理瑕疵関係の専決処分の報告及び承認について12件の計13件の御審議をお願いしております。

また、報告案件につきましては、繰り越し関係として、平成28年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての外4件、専決処分の報告について3件、計8件について御報告させていただきます。

その他の報告事項につきましては、創造的復興に向けた重点10項目進捗状況についての外4件について御報告させていただきます。

以上、総括的な御説明を申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしく願います。

今後とも、復旧・復興事業等の推進に積極的に取り組んでまいりますので、委員各位の御支援と御協力をよろしくお願いいたします。

○淵上陽一委員長 引き続き、担当課長から説明をお願いいたします。

○藤本監理課長 監理課でございます。

本日は、説明資料としまして建設常任委員会説明資料1冊を準備しております。また、その他報告事項としまして、5件の報告資料を準備いたしております。

まず、お手元の建設常任委員会説明資料をごらんください。

補正予算の説明の前に、当初予算について御報告をいたします。

資料の2ページをお願いいたします。

4月の常任委員会で御説明しました当初予算について、4月の資料では、3、臨海工業用地造成事業特別会計の予算額は5,000万円となっておりますが、今回、補正前予算額が5,600万円余となっております。これは、商工観光労働部新産業振興局企業立地課が予算計上しておりました熊本港臨海用地第1次分譲地の分譲、リースの管理に要する経費600万円余について、企業進出が済んだため港湾課に管理に関する事務を移管することに

伴うものでございます。

これによりまして、熊本港全体の管理が一元化され、熊本港管理事務所によるワンストップでの対応が可能となります。

なお、1ページの表につきましても、特別会計の消費的経費につきましては、4月の資料予算額に600万円余を加えた金額となっておりますので、御報告をいたします。

平成29年度6月補正予算について、御説明をいたします。

1ページをお願いします。

今回の補正予算は、国の直轄災害復旧事業負担金及び国際クルーズ拠点の形成のための経費等を計上しております。

上の表2段目の今回補正額ですが、一般会計の普通建設事業として、補助事業で1億4,200万円余、災害復旧事業として、補助事業で14億5,600万円余、直轄事業で14億8,900万円余、投資的経費としまして30億8,800万円余の増額となります。

また、消費的経費としまして1,900万円余を計上しており、一般会計計としましては31億800万円余の増額となります。

各課別の内訳につきましては、その下の表のとおりとなっております。

次に、2ページをお願いいたします。平成29年度6月補正予算総括表でございます。

一般会計及び特別会計ごとに、各課ごとの補正額とともに、右側に今回補正額の財源内訳を記載しております。国支出金が4,100万円余、地方債が15億4,300万円余、その他が14億9,800万円余、一般財源が2,600万円余の増額でございます。

なお、今回の補正においては特別会計の計上はございません。

以上が土木部の6月補正予算の状況でございます。

監理課からは以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○長井道路保全課長 道路保全課です。

資料の3ページをお願いします。

2段目の道路施設保全改築費で、4,100万円余の補正を計上しております。これは、市町村からの委託により実施する道路施設点検事業(橋梁)に要する経費です。

補正後の総額は、最下段のとおり、169億8,500万円余となります。

道路保全課は以上です。よろしく申し上げます。

○丸尾河川課長 河川課でございます。

資料の4ページをお願いいたします。

1段目の河川等補助災害復旧費で、29億4,500万円余を増額しております。

これは、熊本地震により被災した国道57号等の復旧のため、国が行う本年度分の直轄災害復旧事業に対する負担金及び益城町から受託して行う道路等の災害復旧事業に要する経費です。

河川課の補正後の予算額は、最下段のとおり340億8,100万円余となります。

河川課は以上です。よろしくをお願いいたします。

○亀崎港湾課長 港湾課でございます。

資料の5ページをお願いいたします。

一般会計の補正について説明いたします。

今回の補正予算では、熊本地震からの創造的復興に向けた重点10項目に掲げられております、八代港のクルーズ拠点整備に関する経費を計上しております。

さきの通常国会で港湾法が改正され、旅客ターミナルの整備を行う民間事業者との協定制度等が創設されております。

この港湾法改正を受け、1段目の港湾管理費として1,900万円余を計上しております。

これは、港湾利用促進事業費で、八代港において旅客ターミナルの整備を計画しているロイヤル・カリビアン・クルーズ社と県との

間で、岸壁の優先利用に関する協定締結等を行うために要する経費でございます。

次に、3段目の港湾建設費として、9,000万円を計上しております。

これは、重要港湾改修事業費で、クルーズ拠点整備において県が整備予定の大型バス駐車場の調査、設計などに要する経費でございます。

以上、港湾課の一般会計の補正額の予算額は、最下段のとおり71億400万円余となります。

港湾課は以上です。よろしくお願いたします。

○小路永住宅課長 住宅課でございます。

6ページをお願いします。

2段目の指導監督事務費でございますが、1,100万円余を計上しております。

これは、災害公営住宅整備事業を実施する市町村に対する指導監督に要する経費でございます。

これにより、住宅課の補正後の予算額は、最下段のとおり98億7,000万円余となります。

住宅課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○藤本監理課長 監理課でございます。

7ページをお願いいたします。

第17号議案、工事請負契約の変更についてでございます。

この議案は、平成28年9月定例県議会において議決をされました工事請負契約について、工事内容の変更のため、金額の変更を行うものでございます。

詳細につきましては、8ページの概要により説明をさせていただきます。

工事名は、総合防災航空センター(仮称)新築工事。工事内容は、木造及び鉄筋コンクリート造、平屋建て、延べ面積1,910平方メー

トル。工事場所は、菊池郡菊陽町戸次字東中尾地内。請負契約締結日は、平成28年10月4日。請負業者は、岩下・熊野建設工事共同企業体。契約工期は、平成28年10月5日から平成29年10月31日まで。変更契約金額は、5億4,885万6,000円を5億7,403万3,874円に変更するもので、2,517万7,874円の増額となります。金額の変更理由としましては、ヘリ格納庫部分の地盤改良等の変更に伴う増額でございます。

監理課は以上でございます。

○長井道路保全課長 道路保全課でございます。

道路の管理瑕疵に関する専決処分の報告及び承認については、説明資料の9ページの第20号から第31号議案まで12件でございます。そのうち7件は、熊本地震による影響があったと考えられる事案でございます。

まず、資料の9ページ、第20号議案でございますが、詳細は右ページの概要にて説明いたします。

本件は、平成28年9月25日午前9時ごろ、八代市葭牟田町におきまして、和解の相手方が県道八代不知火線を自転車で進行中、路面の段差により転倒し、右手首を骨折する等負傷したものであります。運転者が前方を注視するなど、運転者に求められる一般的な注意をもって運転していれば事故を回避できた可能性があることを考慮して、被害額の3割に当たる37万7,171円を賠償しております。

次に、資料の11ページの第21号議案ですが、右ページをお願いいたします。

本件は、平成28年12月17日午後9時50分ごろ、御船町大字辺田見におきまして、和解の相手方が国道443号の妙見坂トンネル内を普通乗用自動車で行進中、天井から剥落した破片が直撃し、フロントガラス等を破損したものであります。本件は、熊本地震による影響があったと考えられます。

運転者が事前に破片の剥落を予見し回避することは困難であることから、修理額の全額に当たる31万8,440円を賠償しております。

次に、資料の13ページの第22号議案ですが、右ページをお願いいたします。

本件は、平成28年12月22日午後4時ごろ、大津町大字高尾野におきまして、和解の相手方が県道北外輪山大津線を軽四輪乗用自動車で行進中、路面に生じていた穴ぼこに左前後輪が落下し、左前後輪を破損したものであります。本件は、熊本地震による影響があったと考えられる事故でございます。

運転者が適正な車間距離を確保するなど、運転者に求められる一般的な注意をもって運転していれば事故を回避できた可能性があることを考慮して、被害額の6割に当たる2万136円を賠償しております。

次に、資料の15ページの第23号議案ですが、右ページをお願いいたします。

本件は、平成28年12月22日午後5時ごろ、大津町大字高尾野におきまして、和解の相手方が県道北外輪山大津線を普通乗用自動車で行進中、路面に生じていた穴ぼこに左前輪が落下し、左前輪を破損したものであります。本件も、熊本地震による影響があった事故と考えられます。

運転者が適正な車間距離を保持するなど、運転者に求められる一般的な注意をもって運転していれば事故を回避できた可能性があることを考慮して、被害額の7割に当たる2万5,634円を賠償しております。

次に、資料の17ページの第24号議案ですが、右ページをお願いいたします。

本件は、平成29年1月10日午前8時20分ごろ、八代市坂本町荒瀬におきまして、和解の相手方が国道219号を普通乗用自動車で行進中、進路の左側のり面からの落石が直撃し、左側フロントフェンダーを破損したものであります。

運転者が事前に落石を予見し回避すること

は困難であることから、修理額の全額に当たる7万5,589円を賠償しております。

次に、資料の19ページ、第25号議案でございますが、右ページをお願いいたします。

本件は、平成29年2月5日午後1時30分ごろ、阿蘇市車帰におきまして、和解の相手方が主要地方道菊池赤水線を軽四輪乗用自動車で行進中、対向車が路面からはね上げたアスファルト破片が直撃し、フロントガラスを破損したものであります。本件も熊本地震による影響があったと考えられます。

運転者が事前にアスファルト破片の直撃を予見し回避することは困難であることから、修理額の全額に当たる11万7,160円を賠償しております。

次に、資料の21ページの第26号議案でございますが、右ページをお願いいたします。

本件は、平成29年2月27日午前10時20分ごろ、嘉島町大字下六嘉におきまして、和解の相手方が県道画図秋津線沿いの自社敷地内に普通乗用自動車を駐車していたところ、県道を行進中の車両が路面の段差により落下させたタイヤが駐車車両に衝突し、右フロントフェンダーを破損したものであります。本件も熊本地震による影響があったと考えられます。

本件事故は、駐車車両に対する損害であり、所有者には過失や法令違反が認められないことから、修理額の全額に当たる10万2,330円を賠償しております。

次に、資料の23ページ、第27号議案でございますが、右ページをお願いいたします。

本件は、平成29年2月27日午後7時20分ごろ、芦北町大字塩浸におきまして、和解の相手方が県道天月湯浦線を軽四輪乗用自動車で行進中、進路右側のり面から落ちていた石に衝突し、右前輪を破損したものであります。

運転者が前方を注意するなど、運転者に求められる一般的な注意をもって運転していれば

ば事故を回避できた可能性があることを考慮して、修理額の3割に当たる5,640円を賠償しております。

次に、資料の25ページの第28号議案でございますが、右ページをお願いいたします。

本件は、平成29年3月20日午後9時30分ごろ、阿蘇市車帰におきまして、和解の相手方が主要地方道菊池赤水線を普通乗用自動車で行進中、路面に生じていた穴ぼこに左前輪が落下し、左前輪等を破損したものであります。本件も熊本地震による影響があったと考えられております。

道路や当時の天候の状況から、運転者が事前に穴ぼこを発見することは困難であることから、被害額の全額に当たる17万3,000円を賠償しております。

次に、資料の27ページの第29号議案でございますが、右ページをお願いいたします。

本件は、平成29年3月20日午後9時40分ごろ、阿蘇市車帰におきまして、和解の相手方が主要地方道菊池赤水線を普通乗用自動車で行進中、路面に生じていた穴ぼこに左前後輪が落下し、左前後輪等を破損したものであります。本件も熊本地震による影響があった事故と考えております。

道路や当時の天候の状況から、運転者が事前に穴ぼこを発見することは困難であることから、被害額の全額に当たる4万4,980円を賠償しております。

次に、資料の29ページの第30号議案でございますが、右ページをお願いいたします。

本件は、平成29年3月24日午前8時ごろ、八代市泉町仁田尾におきまして、和解の相手方が主要地方道小川泉線を普通乗用自動車で行進中、対向車と離合するために道路左側端に進路を変更したところ、道路左側端に堆積していた落ち葉の中にあつた落石に衝突し、左後輪を破損したものであります。

運転者が事前に落石を発見し回避することは困難であることから、修理額の全額に当た

る2万7,000円を賠償しております。

次に、資料の31ページの第31号議案でございますが、右ページをお願いいたします。

本件は、平成29年3月27日午後8時30分ごろ、芦北町大字市野瀬におきまして、和解の相手方が県道天月湯浦線を普通乗用自動車で行進中、進路左側ののり面から落ちてきた石に衝突し、オイルパン等を破損したものであります。

運転者が事前に落石を予見し回避することは困難であることから、修理額の全額に当たる13万497円を賠償しております。

道路保全課の説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○藤本監理課長 監理課でございます。

33ページをお願いいたします。

平成28年度繰越計算書(総括表)でございます。予算の繰り越しについて説明をいたします。

まず、1の繰越明許費ですが、一般会計1件と特別会計3件、合わせて4件の報告となります。

(1)の一般会計の翌年度繰越額は、11課の合計で961億9,500万円余でございます。(2)の港湾整備事業特別会計の繰越額として11億5,100万円余、(3)の臨海工業用地造成事業特別会計の繰越額として1億4,400万円余、(4)の流域下水道事業特別会計の繰越額として3億6,600万円余、4つの会計を合わせました翌年度繰越額合計は978億5,700万円余でございます。

明許繰り越しの各課別の詳細につきましては、35ページから58ページにかけて記載しております。

なお、大変申しわけございませんが、39ページにおいて記載の誤りがあり、事前に正誤表をお配りさせていただいております。工事箇所に係る記載の誤りでございます。正誤表のとおり訂正をさせていただきますので、よ

ろしくお願いを申し上げます。

個別の説明につきましては省略をさせていただきますが、明許繰り越しの繰越別理由といたしましては、関係機関との協議に不測の日数を要したなどの計画に関する諸条件が685億9,800万円余で、全体の70.1%、設計変更不測の日数を要したなどの設計に関する諸条件が74億7,400万円余で、全体の7.6%、用地買収の交渉に発生する問題に不測の日数を要したなどの用地の関係が201億7,800万円余で、全体の20.6%、工事施工上障害となる物件に係る補償交渉に不測の日数を要したなどの補償処理の困難が16億500万円余で、全体の1.6%となっております。

33ページにお戻りください。

2の事故繰越でございますが、一般会計1件の報告となります。

翌年度繰越額は砂防課のみで、1億500万円余でございます。

事故繰越の理由としましては、熊本地震により施工箇所が発生した地すべりの追加調査に不測の日数を要したなどの理由によるものです。詳細につきましては59ページに記載をしております。

これらの繰越事業につきましては、早期の完了のため、全力を挙げて取り組んでいるところでございます。

繰越計算書につきましては以上でございます。

次に、61ページをお願いいたします。

報告第14号専決処分の報告についてでございます。

職員に係る交通事故の和解、損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により行いました専決処分の報告でございます。

詳細につきましては、62ページの概要により報告をさせていただきます。

この事故は、平成29年2月20日午後2時ごろに、熊本市中央区八王寺町地内にある県央

広域本部土木部駐車場において発生したもので、相手方との示談交渉の結果、県の過失割合100%で合意し、損害賠償額は13万2,700円でございます。

事故の状況としましては、職員が県央広域本部土木部の駐車場にて公用車を駐車する際、後部の荷台扉が開き、隣に駐車されておりました相手方車両に接触をしたものでございます。

職員の交通事故防止、交通違反防止につきましては、さらに徹底を図るよう取り組んでまいりたいと考えております。

監理課の説明は以上でございます。

○小路永住宅課長 住宅課でございます。

2件の専決処分の報告をさせていただきます。

資料の63ページをお願いいたします。

報告第15号の専決処分の報告は、県営住宅の家賃滞納者等に対する県営住宅の明け渡し及び滞納家賃等の支払い請求の訴えの提起を行うものでございます。

63ページから64ページまでが内容でございますが、65ページの概要で御説明をさせていただきます。65ページをお願いいたします。

専決日は、平成29年3月31日でございます。

今回の明け渡し請求等に係る訴えの提起は、6カ月以上または10万円以上の家賃滞納者で、自主的な滞納解消が見込めないもの4件及び名義人不在後に不法占有を行っているもの1件につきまして、4月27日に熊本地方裁判所に提訴を行ったものでございます。

このうち滞納事案4件につきましては、これまで何回となく納入指導を行ってまいりましたが、呼び出しにも応じない、または納入の誓約はするものの、それを守らないといったものでございます。

また、不法占有事案1件につきましても、明け渡しの指導を行っても退去に応じない案

件でございます。

滞納総額は123万2,700円、滞納総月数は34カ月となっております。

これまでの提訴の実施状況は、今回の52回目の提訴5件を含め1,057件となっておりますが、1回当たりの提訴件数は、滞納者の減少に伴い、平成17年の約60件をピークに年々減少傾向にあります。

続きまして、67ページをお願いいたします。

報告第16号の専決処分の報告は、県営住宅の滞納家賃等の支払いにつきまして、訴え提起前の和解を行うものでございます。

67ページが内容でございますが、68ページの概要で御説明をさせていただきます。

専決日は、平成29年3月31日でございます。

この和解は、自主的な滞納解消が見込めるもの1件につきまして、4月27日に熊本簡易裁判所に訴え提起前の和解の申し立てを行ったものでございます。

滞納額は15万円、滞納月数は6カ月となっております。

この1件につきましては、滞納解消のための家賃納付を誓約する意思を示しているため、今後の支払い等について和解を行うものでありまして、判決と同様の効力があり、より迅速で効率的に強制力を伴う手段を確保していくものでございます。

これまでの訴え提起前の和解の実施状況は、今回で22回目の和解となり、今回を含め189件となっております。

住宅課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○淵上陽一委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○坂田孝志委員 4ページですが、河川課、

丸尾さん、ちょっとここを教えてください。財源のその他財源14億円余、これは何か市町村からの受託によると書いてありますが、内容をちょっと。

○丸尾河川課長 4ページで、災害等への今回補正予算を組んでおりますが、今御質問のその他で14億5,600万円余の予算を計上しております。これは、益城町から、道路及び橋梁の災害復旧、件数にいたしまして16件分を受託しております。この受託に伴う予算を計上しております。

以上でございます。

○坂田孝志委員 ああ、そうですか。その道路は河川課でするんですか。ちょっとそこがわからぬもんだけんな。市町村河川というのは、余りないかなと思ったからな、何なのかなと思って。

○丸尾河川課長 今回のこの14億5,600万円余の内訳、道路3本とあと橋梁13本でございますが、全て、今回計上しておりますのは、益城町におきます秋津川、木山川の河川災害復旧に伴って、災害復旧する際にそれと同じ箇所町道であったり、あるいは町の橋梁の復旧でございまして、一体的に施工したほうがいろんな効率性が保たれるのと、益城町の人員不足に寄与することができるということで、今回受託することになったものでございます。

以上でございます。

○手島土木部長 ちょっと補足をさせていただきます。

今のは、必要性を丸尾課長は説明しました。基本的には、災害復旧は全て河川課で計上しております。その上の直轄事業の分も、国道の分の直轄事業の災害でございまして。県としては、災害は基本的に河川課で計上する

というふうになっております。

以上でございます。

○坂田孝志委員 それで、その事業そのものも河川課でやるんですか、道路に振り向けるんじゃないくて。復旧の、実際の、受託した、その河川課で受けましたですね。

○丸尾河川課長 今部長が申しましたように、予算的には河川課で計上いたします。で、執行におきましては、県央土木事務所のその担当課、道路であったりあるいは河川であったりする部門が施行するというようになります。

○坂田孝志委員 わかりました。

もう1つよかですか。

細かなことになりましたけど、長井さんところですか、随分、これはもう地震の関係でやむを得ぬと思うのですが、この北外輪山ですね、14ページと16、これは同じ場所ですか。ちょっと違う。

○長井道路保全課長 北外輪山大津線の22号案件と23号案件でございますけれども、同じ場所でございます。

時間が1時間ほどずれてはおります。そういうことで、4時ごろというのは、ある程度昼間というふうに判断をしております。午後5時というのは日没直前でございまして、事故直後の写真によりますと、ほとんどの車がライトをつけているという状況でございますので、穴ぼこを発見するには、ちょっと昼間よりも難しいのかなというふうに判断して、割合は違っております。

○坂田孝志委員 それが1割の差。ああ、そうですか。難しかな、なかなか。

そうすると、20ページは、これは対向車には全然責任はなかつたですか。対向車のあれが

はね上げたやつが当たったと。これはもうそうなんですか。

○長井道路保全課長 20ページの第20号議案も、おっしゃるとおり対向車がアスファルト片をはね上げた案件でございまして、言われるように、その道路の状況から、アスファルト片をはね上げたであろうというのを現場検証で確認しておりますので、その落ちているアスファルト片等をよけて運転するということは困難であろうと判断しておりますので、全額県のほうで賠償というふうに考えております。

○坂田孝志委員 対向車のほうは、走っていたら、ひびが入ったのかな、路面に、それははね上がった、そして向こうからの車に当たった。これは全部県で持たないと。

○長井道路保全課長 県でもパトロールしながら道路は管理しております、穴ぼこが生じた都度には補修はしております。補修はしておりますけれども、やはり亀裂が進行して、クラックが広がってアスファルト片が剥がれている箇所も認知しておりますし、その路肩とか草むらの中にもアスファルト片や石片が散乱しておりましたので、はね上げるということは予想できるかなというふうに判断しまして、そういうものを対向車がよけて運転することは不可能というふうに考えておりますので、管理者の責任として支払いをしたというところでございます。

○坂田孝志委員 何もかんも大変ですね。

それと、もう1つ。26ページと27ページですね。この穴ぼこの確認が困難であったけん10割ですか。前あったあれは、さっき北外輪山、これは、やっぱり穴ぼこを確認する責任も幾らかあったけん、6割とか7割とか、これはやっぱり晩ですか。

○長井道路保全課長 この28号と29号でございますけれども、この穴ぼこの箇所は、上り坂で右カーブの終点地点でございます、その当時は、気象情報によりますと豪雨でございましたので、そういう、要するに上り上がりの端っこということで見えづらいということと、豪雨という状況でございましたので、事前に発見することは困難というふうに判断いたしております。

○坂田孝志委員 そういふのは全体的に、総じて弁護士さんとか何かそういう、行政がじゃなくて中立的な、しかるべく判断する方が誰かおられるわけですか。

○長井道路保全課長 この管理瑕疵事故につきましては、道路保険が入っております。道路保険側でも認めるかどうかの協議も必要ですし、道路保険側での弁護士と協議をして、割合等も協議しているところでございます。

○坂田孝志委員 わかりました。まあ地震もあつたけん大変でしょうが、いろいろ点検をされて——きのうですか、倒木で亡くなった方もおられるわけだから。こういうのは幸い、骨折もおられたけどですな。車の破損は修理すれば直るんですけども、やはり人命にかかることは大事でしょうから。皆さんだけでも大変ですから、業界等のパトロール班もつくつてあるでしょうから、十分——仕事量の多いさなかですけれども頑張つていただきたいなと思います。しっかりやってください。

以上で終わります。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑はありませんか。

○大平雄一委員 6ページですね、災害公営

住宅の指導監督に要する経費ということで、具体的にどういった指導監督をされているのか教えてください。

○小路永住宅課長 指導監督事務費なんですけど、これは市町村の指導監督ということで、現場とかあるいは補助申請とか、そういったことを適宜、必要に応じてチェックをしていくということで、旅費でありますとか需用費でありますとか役務費など必要な経費を計上しております。

○大平雄一委員 指導と書いてあつたんですね。

実は、益城町のことなんですけれども、各行政区にまちづくり協議会ということでつくつて、災害公営住宅の場所は、地域住民の人たちが、こういった場所につくつていただきたいというような要望を上げられている。その中で町の対応としては、違う場所にとつていうか、やりやすい場所というところで、住民の方々の意見とちょっと乖離した中で行政のほう動いているというところもちょっと聞いたもんですから、ぜひこういったところも、県のほうからいろいろと御助言をいただければというところで質問させていただきました。

以上です。

○小路永住宅課長 今回の益城町で、地域のまちづくり協議会をつくられて、災害公営住宅の整備について、住民と一緒に検討しているというふうに聞いております。

この指導監督費につきましては、どちらかというと補助金の適正な執行のための指導監督ということで、どのような場所にどういった住宅をつくるかにつきましては、基本的には市町村が住民の方と一緒に検討をお考えになられるというふうに思っております。

その中で、県のほうから何かまた助言がで

きるようなことがありましたら行いたいというふうに思っておりますが、指導監督ということではなくて、事業を円滑に進めるための助言という形になるというふうに思います。

○森浩二委員 今の関連でよかですか。

さっき部長の説明の中で、災害公営住宅が宇土と甲佐は県に整備を委託ですね、熊本市は独自、宇城、御船、嘉島はUR都市再生機構と協定としてあるでしょ、これはどがん違うとですか、協定というのは。

○小路永住宅課長 住宅課でございます。

災害公営住宅の整備方法につきましては、建設と買い取りと借り上げという3つの方法があります。それぞれの市町村で、それぞれの状況に合わせた整備の手法を選んでいただくという形になります。

建設につきまして、熊本市につきましては独自に建築の技術者たくさんおりますので、独自に整備をします。市町村で技術者不足等が生じた場合に、県に委託をすることであれば県が委託を受けるという形になります。

そのほか、買い取りということで、東北のほうでもUR都市再生機構さんがつくったものを市町村が買い取るという方法がありまして、その買い取りを選ばれた市町村についてはURに、協定を結んでつくっていただいたものを買い取るということで住宅を整備するというふうに考えております。

○森浩二委員 はい、わかりました。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑はありませんか。

○松村秀逸委員 繰越明許費ということで、前年度から本年度に予算が来ておりますけど、この中で、今年度に仕事がこなせるのか

というのを、ちょっと心配しております。とありますが、せんだって建設業協会さんのある広報誌で見ますところによると、人手不足で相当仕事がこなせないんじゃないか、今後発注が国の分についてある程度進んでいるようだけど、県、市町村においては、とても熊本県の今の業界の状況、人手不足で、予算があっても、現在仕事がこなせないんじゃないかと広報で出ておりましたけど、そこら辺、仮に、前年度から本年度に繰り越しがありました、これが、予算はあっても使いこなせる、ちゃんと予算執行ができるのかどうかについて、ちょっと質問したいんですが。

○藤本監理課長 繰り越しについてでございますが、この予算が昨年度から今年度に係る繰り越しということで、制度上は今年度に執行してしまう必要がございます、それができない場合は事故繰越しということになります。

したがって、この予算につきましては、優先的に一生懸命発注をして、3月までに執行したいということで考えております。

業界につきましても、業界がそれを受けられるかどうかということにつきましては、やはり非常にこれまでにない事業量になっておりますので、大変厳しい状況であることは間違いないと思っておりますが、昨年10月にいろいろ制度改正を行って、また2月には不調不落対策等も実施しております。

今後は、必要があればさらにいろんな制度見直しをして、業界の受注環境を整えるように努力していきたいと思っております。

以上でございます。

○松村秀逸委員 当然、努力されているのはよくわかるんですが、現実に人手不足で、例えば熊本県下で人手が足りなければ県外からでも応援をお願いするとか、そういう対策をされてあるのかどうか。住宅会社等は全国的

な会社によれば、地方から、他県から人を大分やって住宅会社はどんどん伸ばしているんですが、公共事業を請け負っていらっしゃる企業がなかなかそこまでいってないというのを聞いて、本当に人手不足でとても難しいんだろうと業界から聞くもんですから、県の努力はわかるんですけど、本当にそれを執行できるんだろうか、不調不落がある程度解決できるんだろうかというのを、ちょっと私も心配しておるところでございます、お尋ねしたところでございます。

引き続き、努力のほうをよろしくお願ひします。

それともう1つ。最後の住宅課の家賃滞納についての質問でございます。

要は、この123万2,700円の額というのは、これは家賃の滞納額ですよ。これを和解によって処理するということですか。回収できたということですか。

○小路永住宅課長 今回の明け渡し請求に係る訴えの分の滞納総額という形になりまして、この裁判で支払いができれば回収という形になります。

支払っていただけない場合には、明け渡しを求めて、強制退去を……

○松村秀逸委員 強制執行を。これは、保証人さんとかいらっしゃるんですか。

○小路永住宅課長 はい。保証人はおりますので、一月以上滞納した場合にはもう督促をかけていきまして、その後は3カ月あるいは6カ月で今回の裁判という形になりますけど、その間にも保証人の方にお支払いをいただくようお願いをしているところでありませう。

○松村秀逸委員 お願ひはしてあるけど、してないということでしょう。ということは、

保証人に保証能力があらわれるのかということですよ。

○小路永住宅課長 同等以上の保証能力があらわれる方を保証人に立てていただいておりますが、なかなか支払いで滞納があった場合に、その方をお願いしてもお支払いをしていただけないケースがありますので、今回のように最終的には訴訟を行うという形になりました。

○松村秀逸委員 済みませんね、たまたま私、もともとこの仕事をしていたもんですから、なかなか、保証人さんがおられて、本人ができない場合のための保証人、それでも支払いができなくて裁判ということが、ちょっと余りにも、集金業務がどう体制になっているのかなというのが気になったもんですから。本来3カ月もすれば、ある程度そこら辺で手を打って、6カ月前には全て回収するというのが一般業界の、我々が知っている範囲ではやっているもんですから、ちょっと気になったもんですから。今後、回収を——やっぱり金額は知れておりますが、やはり貴重な税金でございますので、公のお金をぴしっと回収するという方向でちょっと気になったもんですから、お尋ねしたところでございます。

努力されているということだろうけど、それを完璧に回収するまでやっていただく対策を今後打っていただきたいなと思います。

以上です。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑はありませんか。

○荒木章博委員 8ページですけども、5億4,800万、増額ということで2,500万アップしていますが、ここはどういった……。

○井手営繕課長 営繕課でございます。

これにつきましては、熊本地震の特徴でございます地盤沈下等の被害状況等を踏まえまして、ヘリの移動に致命的な影響を及ぼさないように考慮しまして、地盤補強等を行ったものでございます。

○荒木章博委員 それはわかるんですけど、大体こういうのは最初からわかって、5億4,000万の予算をかけて、それになお2,500万もかけるといのは、事前のやっぱり調査というのが——実際災害があったからこういうふうになったのか、それとも事前の調査の中でそういう過失があったのか、ここをちょっとお尋ねします。

○井手営繕課長 この件につきましては、設計の段階でも、地盤の転圧とか土間コンクリートのダブル配筋とか、そういった設計を仕様としては踏んでおりました。そういうことで、当初としましては大丈夫かなということで想定しておったわけでございますけれども、4月14と16の2度の地震ということで、万が一ヘリが中にいるときに地震があつて動けなくなったら大変だということで、その万が一等も想定しながらやったという状況でございます。

○荒木章博委員 こういう形は当然、取り組まれるのは当然だろうと思うんですけども、やっぱりこういうのは事前にきちんとした、地震があつても対応できるような最初から取り組みをやられたほうが僕はいいんじゃないかなと思うんですね。

次に、さつき坂田委員から、こういう路面の段差による損害についてお話がありましたけれども、これは大体全体で上がった中で予算化されたというのは、どのくらいの割合ですか。実際上がってくるのはもっと多かったのか、それともそれは打ち切ったのか。幾つ

かあると思うんですけれども。

○長井道路保全課長 道路保全課です。

おっしゃられますとおり、上がった案件はもっとございまして、今回6月議会で御報告させていただいているのは、その中で管理瑕疵というふうに判断した中で示談が済んだものについて提案させていただいております。

○荒木章博委員 だから、示談が済んだものと済んでないものとは、どのくらいの割合になりますか、継続中も含めて。

○長井道路保全課長 済みません。今残っている案件は、今のところ、昨年度の分につきましてはまだ数件残っておりまして、今年度4月以降の分はまだ件数は確認できておりませんけれども、要するに管理瑕疵かどうかという判断がまだつかないものもございまして、その分も件数としてはございます。

で、どのくらい上がってきているかといいますと、昨年では45件届け出がございまして、そのうち賠償が必要というふうに判断しておりますのは19件でございます。

○荒木章博委員 いろいろあると思うんですけども、今後とも努力をされるようお願いしたいと思います。

それと5ページの、クルーズ船の拠点形成における協定において、国、県、市ですか、そういうふうな割合の中でだったんですが、この概要をちょっと教えてもらっていいですかね。

○亀崎港湾課長 確認でございますが、この内容……

○荒木章博委員 内容の、例えば国との協定をして、どのくらいの割合で、あなたのところはどこをどうしなさい、駐車場を整備しな

さい、どこは何をしなさいという国との約束事項の中で予算化していくわけでしょう。

○亀崎港湾課長 今、基本的には八代港の中では、クルーズ船社、船会社と県の中で協議をしております。その中でクルーズ会社は旅客ターミナルなどのそういう受け入れ施設を、港湾管理者などが優先利用できる岸壁や駐車場等をするということに。今回、八代港の場合は、その岸壁は直轄のほう、国のほうでやっていただけるということで、その分は国のほうで施行していただくということで今年度事業採択されたものでございまして、そういった国と県あるいはクルーズ会社との役割分担の中で事業をこれから進めていこうというもので、それに伴う協定等が今後出てくるということでございます。

以上です。

○荒木章博委員 駐車場というのは、どこがやるんですか。

○亀崎港湾課長 これは、私ども県で予定しております。

○荒木章博委員 何遍も済みませんけれども、何台ぐらいの広さで、どのぐらいの台数、バスとか、広さとしてはどのぐらい。

○亀崎港湾課長 今後クルーズ会社との協議になると思いますが、今予定しておりますのは、最大級の大型船が来ても対応できるような大型バス、大体120台から150台とかになると思いますが、それで対応できるような広さで今後協議をしていくことを考えております。

○荒木章博委員 120台というならば、5,000人ぐらいの級ですか。

○亀崎港湾課長 まさしく、まだこちらへは就航しておりませんが、最大級のものが5,000人程度で、今現に来ておりますクルーズ船が16万トン級で大体4,100人台の乗客ということでございます。

○荒木章博委員 はい、わかりました。これは坂田委員が頑張っておられるところですか。

それで、熊本港のクルーズ船の寄港状況、熊本港はどんな状況ですか。

○亀崎港湾課長 熊本港におきましては、昨年がにっぽん丸、こちらが寄港しております、1隻ということで、寄港回数としては2回ということになります。これは屋久島へのツアーでございます。

○荒木章博委員 人数は。

○亀崎港湾課長 人数が大体、ことしにっぽん丸が5月に来ておりまして、そのときの観光客が280人乗船していたということで、それが1回。それと5月、さらに隠岐島ツアーとして熊本港から島根のほうへ往復しております。

さらに、10月にもにっぽん丸の、これが奄美大島へのツアーが予定されているところで、熊本港におきましては、ことしが過去最高、これまでの中で最高の寄港回数となる見込みでございます。

以上です。

○荒木章博委員 非常にポテンシャルが高いというふうに思われるんですね。そういった中で、今後の熊本港におけるクルーズ船の誘致というか誘客というか、そういうのはどういうふうに今考えておられますか。

○亀崎港湾課長 今、熊本港の現在の岸壁等

の港湾施設でいきますと、受け入れ可能な施設規模が大体2.7万トン級のクルーズ船でございます。これに向けて、我々港湾課におきましては、船を受け入れできるように、船舶の航行安全対策の策定など、これは有識者の委員会を踏まえてですが、策定してまいりました。

実際クルーズ船の誘致については国際課のほうで行っておりまして、国際課のほうでは、このような、今言いました2.7万トン級クラスの中でのクルーズ船の中で、特にラグジュアリー層の乗客が多いとされます欧米など海外からのクルーズ船社にターゲットを絞り込んで、今そういったところは寄港地で非常に経済効果が高いということでございまして、熊本市と連携しましてクルーズ船社への商談会で誘致の働きかけを行ったり、あるいは船舶代理店等へ直接訪問して、そういう情報交換、意見交換等を行うなど、誘致活動を行っているというふうに聞いております。

○荒木章博委員 まあ、積極的に対応していただきたいと思います。

それとコンテナの取扱量ですね、それが昨年が何か取扱量が過去最高というふうに聞いているんですけど、こういう地震の中で最高というのは、どういったことですかね。

○亀崎港湾課長 熊本港の昨年のコンテナの取扱数でございますけれども、コンテナの一つの単位でございますが、1万5,775TEUということで、これは過去最高でございます。その内訳は、海外との輸出入においては7,396TEU、あと国内との取り扱いが8,379TEUということでございます。この国内、特に過去最高となった中では、国内の輸出入というのが、熊本地震で発生した災害瓦れき等を、三重県の処分場に熊本港から大阪港や神戸港を経由して取り扱ったということで、このような数値となったものでございます。

○荒木章博委員 じゃあ、ほとんどが瓦れき処理ということですかね。

○亀崎港湾課長 はい、国内の輸出入につきましては、大半が瓦れきでございます。幾つか普通の製品もございますが、要因としてはそういう震災の廃棄物が要因ということでございます。

○荒木章博委員 じゃあ、海外の輸出入はふえているんですか。

○亀崎港湾課長 海外につきましては、前年比マイナス13.2%という状況でございます。

これにつきましては、熊本地震で、特にこちら熊本港、熊本市や県北のほうの荷物を取り扱っているということでございまして、企業が一時休止していたということで、これが大きな要因の一つということで考えております。

ただ、今現在は貨物の取り扱いは地震前の状況に戻りつつということもあります。また、ことし、前回の委員会でも御説明しましたとおり、コンテナヤードも拡張しているということで、今後、海外との輸出入も回復してくるものだというふうに考えております。

○荒木章博委員 そうしたら、港湾課においてはふえていくだろうということなんですかね。これ、より積極的に、どういう取り組みというか、課とか、県においては、国際課とか、そういうのも入ってくるんですか。港湾課だけの問題じゃないんでしょう、こういう取り組みというのは。

○亀崎港湾課長 コンテナの航路の誘致とか、そういうことについては、基本は国際課のほうで担当しておりまして、きょうの御意見についても国際課に伝えますとともに、両

課連携して取り扱いの増に向けて頑張っていきたいと思います。

○荒木章博委員 マイナス13.2%ということですからね、やっぱり地震後の輸出入のものをきちっとしていくには、港湾課だけでやるものではないし、やっぱり県を挙げて取り組みをやっていただきたい。せつかくあれだけの施設ができていますから、今後もやっぱり積極的に対応していただきたいと思います。

以上です。

○長井道路保全課長 済みません。道路保全課です。

先ほど荒木委員からお尋ねがありました管理瑕疵の件数の件ですけれども、先ほど報告しましたのは、ちょっと済みません、1月時点での件数でございまして、訂正させていただいてよろしいでしょうか。

5月時点での件数ですけれども、昨年度の届け出としては63件で、賠償が必要というふうに考えておりますのは、そのうち31件でございまして。

訂正しておわびさせていただきます。

○荒木章博委員 ということは、半分ぐらいがまだ残っているのか、それとももうそういう支払い金はないのか。

○長井道路保全課長 31件のうち24件は示談が済みまして、あと7件が示談交渉中でございます。

○荒木章博委員 はい、わかりました。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 なければ、以上で質疑を

終了いたします。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第17号及び第20号から第31号までについて、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外13件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 異議なしと認めます。よって、第1号外13件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件について、お諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。執行部から、報告の申し出が5件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いいたします。

○藤本監理課長 監理課でございます。

報告事項1、創造的復興に向けた重点10項目の進捗状況について、御報告をさせていただきます。

この重点10項目は、熊本地震からの復旧、復興を一日も早く確実に進めていくため、旧復興プランの28項目のロードマップの中から10項目を選んだもので、重点的に進捗の把握を行うことにより、復旧、復興の進捗の加速化を図るものです。

これらの重点10項目は、将来の姿を明確に

描いた上で、ここに至るまでのプロセスを含め、常に進捗状況を公表することといたしておりますので、本常任委員会においても、その概要を説明させていただきます。

それでは、お配りしておりますA3の資料「【蒲島県政3期目】創造的復興に向けた重点10項目について」をごらんください。

この資料は、5月31日時点の進捗状況を整理したものでございます。

10項目のうち、土木部が主体となって進めております、③阿蘇へのアクセスルートの回復、⑤益城町の復興まちづくり、2ページ目の⑨八代港のクルーズ拠点整備について説明をいたします。

まず、1ページの③阿蘇へのアクセスルートの回復でございます。上から5項目目が土木部に関連しております道路関係になります。それぞれのバーの左側に青字で路線名を記載しております。

国道57号北側復旧ルートと国道325号阿蘇大橋ルートについては、4月に国土交通省から平成32年度での全線開通の見通しが示されたところでございます。

なお、6月17日には、二重峠トンネルの着工式が開催をされております。

次に、国道57号の現道復旧については、現在、国において地質調査等が実施されており、これらの結果を踏まえ、具体的な検討がなされると聞いております。このため、現時点では開通の見通しは明らかにされてございません。

県としましては、国道57号及びことし夏ごろに応急復旧による開通が予定されております長陽大橋ルート、暫定開通済みの俵山ルートの日も早い本格復旧に向け最大限の働きかけを行い、国と連携して早期の復旧を図ってまいります。

次に、⑤益城町の復興まちづくりについて説明をいたします。

熊本都市圏東部地域の創造的復興を牽引す

る取り組みとして、先行して着手しました熊本高森線の4車線化につきましては、昨年度末に都市計画決定及び事業認可を取得しました。4月から5月にかけて地形測量等を実施しながら、一番上の行にありますように、沿線住民を対象に意向調査アンケートを行いました。アンケートでは、沿線に残りたいという方や、現段階では決められないという方など、さまざまな意向が示されておりますことから、引き続き個別ヒアリング等で個々の意向を丁寧に把握するというにいたしております。

なお今後は、その下の行にありますように、測量や設計、境界確認等を行い、平成31年度内のモデル地区の先行整備に向け、本年秋ごろから用地交渉に入っていく予定でございます。

また、区画整理や公園整備など、復興に向けたまちづくりに関するその他の施策についても計画的に実施されるよう、益城町に対し最大限の支援を行ってまいります。

次に、次ページになりますが、⑨八代港のクルーズ拠点について説明いたします。

まず、一番上の段は国直轄事業です。本年4月に耐震強化岸壁を整備する国際クルーズ拠点整備事業が新規事業採択をされました。現在、国において設計等を進めていただいております。ことしの秋ごろには工事着手予定と聞いております。

2段目と3段目は、先ほど港湾課長が補正予算で説明したとおりですが、2段目は、県が整備する予定の大型バス駐車場の設計、調査等を進めてまいります。

3段目ですが、港湾法改正を受け、船社と協定を締結することといたしております。

あわせて、4段目に記載のとおり、岸壁背後のおもてなしエリアの整備について、船社と協議を進めております。

一番下の段については、商工観光労働部が今定例会に補正予算を計上しておりますが、

クルーズ船寄港の効果を県内各地に波及するよう、クルーズ船社と連携して魅力ある観光資源を生かした新たな地元消費型のクルーズ旅行商品づくりを行ってまいります。

以上、これらの取り組みをしっかりと進めることで、熊本地震からの復旧、復興を一日も早く着実に進めてまいります。

報告事項1については以上でございます。

続きまして、報告事項2、熊本県国土強靱化地域計画の素案について説明をさせていただきます。

お手元のA3判の資料をごらんください。

この計画は、全庁的な施策や取り組みを掲載しており、先日の総務常任委員会でも説明をさせていただきましたが、土木に関する項目も含まれておりますため、本常任委員会でも報告をさせていただくものでございます。

まず、この熊本県国土強靱化地域計画を策定する趣旨ですが、資料左側の上部の四角枠をごらんください。

本計画は、国土強靱化基本法に基づき、今後起こり得る大規模自然災害に備え策定するものです。

昨年度の熊本地震や過去の災害等を踏まえ、ハード施策だけではなく、ソフト施策を含めた総合的な防災体制を整備することで、災害に強く、安全・安心に生活できる熊本を目指してまいります。

その下に、今説明をしました内容の概念図を掲載しております。

計画の策定に当たっては、国の基本計画との調和を保ちつつ、本県の特徴を出していくことも重要であると考えております。

このため、本県の地域特性に加え、本県で発生した災害の教訓、また、これらを踏まえた熊本地震の検証や、九州を支える広域防災拠点構想の内容を反映することといたしております。

これらに加え、復旧・復興プランや復旧・復興4カ年戦略の内容も反映していきます。

本計画の基本目標については、①県民の生活を守ること、②県及び社会に重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されることに加え、本県において災害からの復旧の原則の一つでもある、被災された方々の痛みを最小化すること、さらに⑥九州を支える広域防災拠点として機能することなど、本県の特徴を打ち出してまいります。

策定に向けたスケジュールですが、来月からパブリックコメントを行い、県民の皆様から意見をいただいた上で、10月には策定をする予定にしております。

続きまして、資料右側をごらんください。

計画に係る推進方針です。土木部に関する項目を中心に説明をさせていただきます。

まず1つ目の項目。大規模自然災害が発生した場合でも人命保護が最大限図られるために、1つ目の丸に示しておりますように、住宅や宅地の耐震化に市町村と連携して取り組んでまいります。

また、4つ目の丸にありますように、雨量や水位情報等の防災情報の提供を行ってまいります。また、土砂災害、特別警戒区域内に居住する住民の移転を支援してまいります。

次に、2つ目の項目の大規模災害発生直後から迅速な救助・救急・医療活動等が迅速に行われるよう、1つ目の丸にありますように、九州の縦軸と横軸のリダンダンシー確保のため、幹線道路ネットワークの整備を促進してまいります。

また、少し飛びまして5つ目の項目、大規模自然災害発生後でも経済活動を機能不全に陥らせないため、2つ目の丸にありますように、道路や港湾の整備や機能強化を進めてまいります。

さらに、7つ目の項目の制御不能な2次災害を回避するために、2つ目の丸にありますように、ダムや砂防施設、道路防災施設等について、長寿命化計画に基づき維持管理、更新を進めてまいります。

最後に、8つ目の項目、大規模災害発生後でも、迅速な再建、回復に必要な条件を整備するために、2つ目の丸にありますように、復旧、復興の担い手となる建設産業の人材育成、確保に努めてまいります。

これらのハード、ソフトの取り組みを適切に組み合わせて、本県の地域強靱化を図ってまいります。

報告事項2については以上でございます。

○吉良土木技術管理課長 土木技術管理課でございます。

報告事項3をお願いいたします。

昨年度の熊本地震及び梅雨前線豪雨に伴います災害復旧事業及び災害復旧関係事業の進捗状況について御報告いたします。

まず、上段の枠組みをごらんください。

県及び市町村の土木、農林水産を合わせた災害復旧事業と災害復旧関係事業の工事費、発注済み額、発注率を取りまとめたものでございます。

まず、災害復旧事業でございますけれども、こちらは、公共土木施設や農地、農林水産施設を原則として原形に復旧する事業でございます。

次の災害復旧関係事業は、災害関連事業、激甚災害対策特別緊急事業、災害関連緊急事業など、斜面やのり面の崩壊等が発生している被災箇所におきまして、再度災害の発生を防止することを目的として施設を整備する事業でございます。

表の最下段をごらんください。災害復旧事業と災害復旧関係事業を合わせた全体工事費は約1,707億円でありまして、このうち、昨年度末までに工事を約535億円発注し、その発注率は31.3%となっております。

また、発注済みのうち工事が竣工したものの割合であります完了率は4.3%となっております。

下段の参考としまして記載しております表

は、上段の表の公共土木施設及び農業用施設等の災害復旧事業について、県及び市町村に区分し、件数ベースで整理した進捗状況でございます。

もう一つの災害復旧関係事業における件数ベースでの進捗状況につきましては、表の枠外の下に記載しておりますけれども、災害復旧関係事業の各事業が複数年にわたって分割して発注することが多く、整理が困難なことから記載しておりません。

なお、災害復旧関係事業の全体件数は431件でございます。

以上で、熊本地震などに伴います災害復旧事業等の進捗状況についての説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○丸尾河川課長 河川課でございます。

報告事項4をお願いいたします。

球磨川治水対策協議会について、御報告いたします。

球磨川の治水につきましては、平成27年2月に終了したダムによらない治水を検討する場での共通認識に基づき、同年3月から球磨川治水対策協議会を開催し、中期的に必要な治水安全度を確保するための対策について、国、県、流域市町村で検討を行っており、昨年度までに協議会を7回、整備局長・知事・市町村長会議を2回開催しております。

これまで協議会では、裏面上段にお示ししています引堤など9つの対策を個別に実施した場合の概要や課題について協議を行ってきました。

本日は、ことし3月に開催しました第7回協議会及び第2回整備局長・知事・市町村長会議の概要について御報告いたします。

会議の概要は、表面中ほどの太線枠内に記載しておりますが、球磨川治水対策協議会での検討状況としまして、パブリックコメントの結果、9つの治水対策の取りまとめ、治水対策の組み合わせ案の考え方について協議を

し、あわせて、検討する場で積み上げた対策の進捗状況について意見交換を行いました。

枠内の2つ目の丸ですが、会議では、9つの治水対策案を単独で実施しても、戦後最大の洪水に対応することはできないことや、治水効果が極めて低い流域の保全・流域における対策を除く8つの治水対策の組み合わせ案の考え方について認識を共有したところです。

会議中に発言された市町村の主な意見は次の枠内に記載しておりますが、八代市などからは、放水路の放流先に係る水位上昇等への懸念、人吉市などからは、引堤や堤防かさ上げに係る地域への影響の懸念、球磨村からは、内水対策への感謝などの意見がありました。

今後の進め方は、最下段に記載していますが、フローを裏面の下段に示しておりますので、そちらをごらんください。

8回目以降の協議会の予定は、網かけの部分からになりますが、8つの治水対策を対象として複数の対策の組み合わせ案について検討を進めた上で、対策案の総合的な評価を行っていく予定となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○亀崎港湾課長 港湾課でございます。

報告事項5をお願いいたします。

水俣湾埋立地につきましては、水銀を含む海底土砂が護岸によって封じ込められており、水俣湾環境対策基本方針に基づき、毎年度、水俣湾の環境調査及び水俣湾埋立地の点検調査を実施し、調査結果を本委員会で御報告いたしております。

まず、資料の1ページをお願いします。

1の水俣湾の水質等の水銀調査結果についてです。

(2)の表に示しておりますように、水質、底質、地下水及び魚介類の4項目について、

水銀含有量等の調査を実施しております。

調査結果については、(3)のアからウに記載のとおり、基準値を超えるものはありませんでした。本年度も引き続き、同様の調査を実施することとしております。

次に、資料の2ページをお願いします。

2の水俣湾埋立地の点検・調査結果についてです。

(2)の表に示しておりますように、埋立地護岸前面の水質調査、埋立地の地盤調査、構造物の変状調査の3項目について点検、調査を実施しております。

点検・調査結果については、(3)からのアからウに記載のとおり、3項目とも異状はありませんでした。

今後とも定期的に調査を実施し、計画的に補修を行い、永続的に施設を良好な状態に保つため、管理に万全を期してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○淵上陽一委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○荒木章博委員 報告事項の3なんですけど、全体のペースが、31.3%が発注済み、36.1%が発注済み、4.3%が完了ですね。12.5%が下は完了ということですけど、どうですかね、この進み具合というのは。もう1年余もたった中でこういう、不調不落とかそういう、どういう状況でこんなにおくれているのかというのをちょっとお尋ねしたいと思います。

○成富政策審議監 災害が起こった当初は災害査定等がございまして、昨年度中は大体災害査定、それを踏まえて発注がなされておりますので、工事に着工できるのは昨年度末から、早くても、という感じでございます。

それからいきますと、確かに発注率は、全体の規模が大体例年の3倍から4倍ぐらいの工事があります。この分を片づける状況としましては、今年度がやっぱり山かなと思ってます。

ただ、松村委員からもございましたように、業界のほうで人手不足等が言われております。これ、県外からも呼んではどうかということですが、やっぱり県外から来る条件等もいろいろありますし、人手不足は熊本県だけの問題ではなくて、全国的な問題がございます。簡単に県外から呼んで人が集まる状況でもないというような状況でございますので、この後今年度どれだけ発注してどれだけ完了させるかというのは、やっぱり県民の立場に立って、建設業界と一緒にやっていかないといけないと思っております。

ただ、やっぱり県としてできることは一生懸命やりますし、業界にも一生懸命やってもらうように、ただ、またいろいろなことを現場で聞きながら進む方向で、入札契約なり工事の施工なりを進めていって、できるだけこの発注率なり完了率が向上するように県、市町村——市町村のほうもかなり業者不足とかいろいろ言われてますので、県と市町村がちょっと連携してやらないといけないと思っております。その辺は今からもう一てこ入れをする必要があるというふうに思っています。

以上です。

○荒木章博委員 きょうは成富さんも、ちょっとお疲れのようだなと、努力をされているけんと思ったけん当てたんですけど。

もう梅雨に入って中盤を越してきた。やっぱり住民の人たちの不安というのは、かなりものがある。そして、その局長の答弁というのは、非常に努力をしているけれども、なかなか難しい問題だと、それはよくわかるんですよ。ただ、議会側としては、やはりその情報分析というのが少し足りないんじゃない

かな。何が遅くて何がこういう時間がかかって、そしてやっぱりその住民の人たちとその地域の人たちやら、市町村のその場所、場所のその、例えば大規模盛土造成、急傾斜、いろんなやり方が幾つもある。それと、やっぱりこれは国の予算をいただかないかぬ。鈴木局長が大変、国交省のほうにも何遍も行ったり来たりして努力をされて、その予算についてはかなりの、満額回答があってできているというのは、私はもう鈴木局長の人間性だなというふうに思っているんですけど、市町村によって、現場によっては、やっぱり今までブルーシートをつけた、そしてまたブルーシートが破れて、またつけなきゃいかぬ。やっぱりその梅雨時期の不安というのに対しての小さな説明が足りないような感じがするんですよね。こっちについてもなんですけどね。だから、やっぱりそういうところを少し、成富局長にわざわざ説明しに行ってくれとは言いませんけど、少し現状というのを、地域住民の方たちの不安を払拭するためにも、やっぱり取り組むべきじゃないかなと思うんですよね。だから市町村で、熊本市の場合は政令市ですから熊本市でやっているんですけども、やっぱり大規模盛土造成というのは、極端に何百世帯が流れ落ちるんですよね。矢板を打ったりして。説明会はしているようですけども。そういった中で、やっぱりそういういろんな自治会やそういうトップグループの人たちには、きちんとした説明をやってからやっぱりやるように、熊本市はもう政令市ですから、もう熊本市にどうのこうのというのはこの県議会は言えないかもしれませんが、やっぱり国交省やら県やら市やら、その取り組みの中で、今後どんな時点でおくれているんだと、言われるのは非常にわかるんですけど、住民は不安に思っていますんで、できればやっぱり梅雨前に設計をして工事発注して、いざもし何かあったらその業者の人が取り組みますよというようなこ

とですね。予算も増額した場所があるんですよね。先ほどのように何千万もですね。そういったことで、その業者さんが取って、またそこに壊れているようなら追加予算をかけてでも僕はやるべきだなというふうに思うんですけども。やっぱり、そういう少し親切さが県民に対して、やってるから間違いないから、自分たちがやってんだ、これはここまでやってんだというのを、もうアピールをしていかんと、住民の人たちから、やっぱりまだ不安な意見が出ているというのは事実なものですからね。

部長、最後にどうでしょうか、そういうのは。

○手島土木部長 委員がおっしゃるのは、もう当然なことです。

実は、この災害については、昨年度予算が、県分についても65%ぐらいしかついてませんので、全て発注というのはちょっと無理だというのはございます。

ただ、災害についてもできるだけ早く発注して、特に川について、危なそうなところは早く発注して管理していただくという発想もあって、発注して、結果、先日の答弁のように御迷惑をかけたところです。そういう気持ちはございます。

また、市町村についても、これもまた別のところで発言させていただきましたけども、市町村に対してもちゃんとやっていくようにという指示は、我々としてもやっているつもりです。例えば、現地調査をやってくださいとか、その結果を踏まえてやっぱりブルーシートをやり直ささいとかですね。ただ、まだ、それで本当に十分かという、まだ不十分なところもあるかと思しますので、さらに市町村に対して丁寧な、特に委員がおっしゃったのは、どっちかという市町村がやられているのが多いもので、市町村に対してもっと丁寧に説明するようなことを助言し

ていきたいと思っているところです。県の分についても、これはもう我々の責任でやっていけばいいことですから、我々としてももう少ししっかりやるように、出先のほうを指導していきたいと思います。

○荒木章博委員 部長が言われたように、急傾斜あたりというのは、もう県の土木が直接窓口で、9割近くは県が予算関係でやられるんですけど、非常にそこは行き届いているんですよ、県のほうはですね。

ただ、1つ屋上屋を重ねて言うなら、市町村にやっぱりそういう件数が多いもんですから、熊本市なんかの場合は。そういったときに、やっぱり不満が少しですね。梅雨前にどうしてくれるんだ、そしてあったらどうなんだと。そういうところをやっぱり、県の総括の部長として、権限ということではなくて、県の土木の体制として熊本県を見守っていただきたいというのが私の思いなんです。だから引き続きこういうこともやっぱり県市連絡協議会とかいろんな、国とか、国のパイプは国から予算をもらわないと政令市でもいけないわけですから、そういった中で、鈴木局長にも、国と市とのそういう政令市とのパイプ役になって、そういうアドバイスをですね。やっているのは間違っていない、やっているのは時間をかけてちゃんとやっているんだというのはわかるんですけども、もう少し丁寧に理解を住民の方たちにやっていただくと、なおいんじゃないかなと。

県については100点でございますので、よろしくお願いします。

以上です。

○瀧上陽一委員長 ほかにありませんか。なければ……（「委員長」と呼ぶ者あり）

○亀崎港湾課長 1点訂正がございます。

先ほど補正予算の際に、荒木委員からの御

質問に対して私、クルーズ船、国際課、コンテナ船、国際課と申し上げましたが、コンテナ船につきましては企業立地課でございます。おわびして訂正申し上げます。

○坂田孝志委員 災害復旧、これはもう早く復旧することにこしたことはないのですが、これだけの被害ですから、そう短兵急にできるもんじゃありませんが、河川だとか急傾斜やのり面だとか、そういうところはやっぱりよく説明されて、住民が理解されるのはこれは大事だと思うんですよ。おおむね大体、復旧は3年を目途としておるわけでしょう。全委員会でも大体そういうことは共通認識ですな、ちょっと長いやつは5～6年かかるでしょうね。やっぱり査定があって発注があって、おのずと能力がありますから、限界がありますからですね。やっぱりそういう中で事故も起きないように、そしてしっかりとしたものをつくっていかねばならぬから、そこはきちんと踏まえてやっていくべきだろうと思います。進捗を伸ばすことは非常に大事なことですけれども、そういう単年度、短い年度に集中するのも、あとは、終わったらもうがっかり仕事が落ちてしまうというようなことになってはいけませんから、復旧は急ぎながら、そしてそこにまた改良復旧だとか創造的復興だとか、あれを加えながら、県民の利便性向上、幸福量の最大化に努めていただきたいと思います。

それで、1つ確認といいますか、あれで言っておきますけど、益城町の、ありましたな。藤本課長の説明で区画整理事業と住宅ですか、最大限努力してまいるといような説明であったろうと思いますが、区画整理はどうなんですか、益城の町長は県のほうにお願いするというようなことを議会で表明されておられますが、実際県にその要請があったのかどうか、県はどのように考えておられるのか、ちょっとそこを伺ってよろしいです

か。

○坂井都市計画課長 都市計画課でございます。

地震発生直後、益城町のほうから区画整理、熊本県にお願いというお話がございましたけれども、その時点ではまだ、どれぐらいの規模になるとか、どのような整備ができるかというのは全然わかりませんでしたので、そのときは県のほうも判断ができなかったという状況でございます。

今回、益城町のほうから県のほうにお願いしたいということで、町の議会のほうで発言されたということはお聞きしております。今後、町のほうから正式な要望がございましたら、要望の内容、区画整理の内容等を詳細に把握した上で検討してまいりたいと思っております。

なお、区画整理事業につきましては、これを進めていく上では、地元の皆様の合意形成が何よりも大切でございます。特に、町が行うような公共団体施行の区画整理の場合は、一旦事業が始まりますと、事業を廃止することはほとんど難しい状態となりますので、少なくとも町のみならず、町議会と一体となって事業を進めていくという覚悟を持って要望していただくことが必要かと思っております。

以上です。

○坂田孝志委員 まだ正式に要請が来てないということではありますが、主体はそれは町であろうと思います。しかし、今、高森線やっていますから、この線と裏側の面をやっぱり一体的にすることが極めてこれは実効があることじゃなかろうかと思っておりますから、そこはよく町と県と緊密な連携のもとで進めていくべき課題であろうと。そして住民の方々の御意見も、傾聴しながらやっていく、極めて重要な事柄であろうと思いますので、これは本

当に熊本復興のシンボルにもなろうかと思えますので、いろいろとほかの件でも市町村からも委託も上がっていますが、いろいろ県とされましても大変なことだと思いますが、しっかり頑張っていたきたいな、こう願っているところでございます。しっかり取り組んでください。

以上です。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

次に、その他に入りますが、委員から何かありませんか。

○森浩二委員 長井課長にちょっと。

さっき話したように、けさの新聞に出てましたけれども、倒木で死者が出たでしょう。あの場合、あの木は道路敷ですか、民地にあったですか。

○長井道路保全課長 私どももまだ新聞報道等でしか情報がございまして、道路に隣接しているというのは間違いないんですけども、道路敷内なのか民地なのかは、まだ確認はとれておりません。

○森浩二委員 返答に困ると思うんですけど、民地の場合、責任はどっちにある。

○長井道路保全課長 いろんな状況によるかとは思いますが、基本的にはやはり持ち主の方に責任はございます。ただ、道路管理者が危険を予知しておれば、何らかの責任はあるかもしれません。県のほうも以前、賠償をした事例がございまして。

○森浩二委員 じゃあ、落石のときに上のほ

うから落ちてくるでしょう。それで下に防護壁をつくるですたいね。そういうのは危ないと思って県がするわけですよ。木なんかの場合はわからぬけんですね、その民地にあってもですね。その辺は、今から立証してどうするかというのを、それは誰が入って決めるのか。やっぱり弁護士とかそういう……。

○長井道路保全課長 熊本市さんの案件ですので、具体的には我々がどうするというのはいえないんですけども。

○森浩二委員 ああ、そうか。県道でも熊本市ですね、あそこは。わかりました。

それと、もう1つよか。

○淵上陽一委員長 はい。

○森浩二委員 さっきの発注率あたりで見ていると、玉名あたりもやっぱり仕事を取りに行きたいけど、技術者が足りぬとですよ、人夫さんたちはおつてもですね。ただ、玉名は大牟田あたりと近いから、向こうは案外暇なところもあるとですよ。で、技術者をこうすると3カ月せぬとだめでしょう、社員と。そういうのはレンタルでできぬのかなあと思ってですね。技術者をですね。

○藤本監理課長 今のは、建設業法に基づく工事現場へ配置する技術者のお話だと思えますが、この件につきましては、実は建設業法とその関係法令で規定されております関係で、県で緩めるということはなかなかできませんので、必要に応じて今後は国交省本省と協議する必要があると思っております。現時点ではその条件は必要でございます。

○森浩二委員 さっき言いよんなはったごつ、ことしは発注が本格化すると思うとですよ。当然、もう今でも足らぬような感じだ

けんですね。やっぱり技術者というか監督になる人が不足して、あとは人夫さんとかどうにかなると思うとですよね。その辺をやっぱり考えていかないと、発注しても不調不落になっていくんじゃないかなと。その辺をちょっと考えてみてください。やっぱり法律は法律であるとは思うんですけど。

以上です。要望です。

○ 淵上陽一委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○ 淵上陽一委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書等が4件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

これをもちまして、第3回建設常任委員会を閉会いたします。

午前11時42分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

建設常任委員会委員長